

# Weekly Report

第434号  
平成29年11月20日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 相続税の調査状況と申告における注意点

### ◆調査1件当たり2720万円の申告漏れ

国税庁が公表した28事務年度（28年7月～29年6月）における相続税の調査状況によると、26年に発生した相続を中心に1万2116件の実地調査が行われ、8割を超える9930件に申告漏れ等の非違が見つかりません。

その申告漏れ課税価格は3295億円（1件当たり2720万円）で、追徴税額は716億円（同591万円）となっています。

なお、申告漏れがあった相続財産の内訳は、「現金・預貯金等」が1070億円（構成比33.1%）と最も多く、次いで「有価証券」が535億円（同16.5%）、「土地」が383億円（同11.8%）と続いています。

### ◆課税対象となる「名義預金」などに注意

相続税は、相続等によって取得した財産価額から借金などの債務や葬式費用を差し引いた金額が基礎控除額「3千万円+600万円×法定相続人数」を超える場合、申告が必要となります（被相続人が亡くなったことを知った翌日か

ら10カ月以内）。

課税対象となる財産は、被相続人が所有していた預貯金や土地などをはじめ、金銭に見積もることができる財産のほか、被相続人が亡くなったことで支払われる生命保険金（被相続人が保険料を負担した部分）や退職金、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産も課税対象をなります。

なお、財産の名義にかかわらず、実質的に被相続人の財産と認められるものは課税対象をなりますので、単に子などの名義になっている預金（名義預金）などには注意が必要です。

## 来月から施行される改正特定商取引法

訪問販売等の特定の取引形態を対象とした特定商取引法の改正が12月から施行されます。

◎通信販売におけるFAX広告規制…通信販売を目的とするFAX広告は消費者（個人）の承諾がない限り、送信禁止となります。

◎電話勧誘販売における過量販売規制の導入…消費者が日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等について、申込みの撤回又は解除ができるようになります。

◎悪質事業者への対応…\*業務停止を命ぜられた法人の取締役等は、新たに法人を設立して停止の範囲内の業務継続を禁止、\*不実告知等に対する法人への罰金引上げなど、刑事罰を強化する。

## 12月末時点で一定の財産がある方は

その年の12月31日時点で5千万円を超える国外財産を保有している方は、国外財産の種類や価額等を記載した「国外財産調書」を翌年3月15日までに所轄税務署長へ提出する必要があります。

また、その年分の所得金額（退職所得を除く）が2千万円超であり、12月31日時点で3億円以上の財産又は1億円以上の有価証券等（国外転出時課税制度の対象財産）を有する方は、財産の種類や価額等を記載した「財産債務調書」を翌年3月15日までに提出することになります。